

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件三件 三六五
- 土地改良区の定款の変更を認可した件 三六五
- 公 告
- 一般競争入札を行う件二件 三六六
- 福島県選挙管理委員会 三六六
- 不在者投票のできる施設の名称を変更した旨届出があった件 三六九
- 雑 報 三六九
- 福島県市町村職員共済組合の決算を公告する件 三六九

告 示

- 福島県告示第四百九十六号**
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十九年七月七日から同年八月七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び白河市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十九年七月七日
福島県知事 内 堀 雅 雄
- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ツルハドラッグ白河表郷店 福島県白河市表郷金山字前沢田三番ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第四百九十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十九年七月七日から同年八月七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部商業労政課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十九年七月七日
福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）フレスポいわき泉町 福島県いわき市泉町下川字薬師前百十一番地一ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第四百九十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十九年七月七日から同年八月七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部商業労政課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十九年七月七日
福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）サンデーいわき泉町店 福島県いわき市泉町下川字薬師前七十九番地一ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第四百九十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、福島市土地改良区から平成二十九年五月十六日付けで申請のあった定款の変更について、同年六月三十日認可した。
平成二十九年七月七日
福島県知事 内 堀 雅 雄

（農村計画課）

公 告

公告第157号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県人事管理給与システムサーバ等機器更新及び保守運用業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成29年7月7日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の件名及び数量 福島県人事管理給与システムサーバ等機器更新及び保守運用業務 一式
- (2) 調達案件の仕様等 仕様書による。
- (3) 履行期間 契約締結の日から平成35年6月30日まで
- (4) 履行場所 福島県庁（福島県福島市杉妻町2番16号）及び県が指定するデータセンター

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 3に掲げる日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 3に規定する資格の確認の申請の日から起算して過去5年以内に都道府県との契約において、本件仕様書と同等の機能を有するクライアントサーバ方式の人事管理システム及び給与システムを構築又は更新し、かつ、同システムの保守運用を実施した者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成29年8月3日（木）午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県総務部人事総室人事課分室

電話024-521-7071

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、平成29年8月3日（木）午後5時15分まで必着とする。

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において、平成29年7月7日（金）から同年8月3日（木）まで（土曜日、日曜日及び同年7月17日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 平成29年7月7日（金）から同年8月3日（木）まで（土曜日、日曜日及び同年7月17日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで平成29年7月31日（月）午後5時15分までに必着で請求すること。

6 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 日時 平成29年8月17日（木）午前10時
- (2) 場所 福島県庁西庁舎6階会議スペース（福島県福島市杉妻町2番16号）
- (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、平成29年8月16日（水）午後5時15分までに3に掲げる場所に必着のこと。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しな

ればならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required : Replacement of computers as well as maintenance and operation of the personnel management and payroll system for the Fukushima Prefectural Government Iset
- (2) Time-limit of tender(by hand) : 10:00 a.m., 17 August 2017
- (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:15 p.m., 16 August 2017
- (4) Contact point for the notice : Personnel Affairs Division, Human Resources Office, General Administration Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsumacho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7071
(人 事 課)

公告第158号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県総合情報通信ネットワーク機器更新改修業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成29年7月7日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の件名及び数量 福島県総合情報通信ネットワーク機器更新改修業務 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 仕様書による。
- (3) 履行期間 契約締結日から平成30年3月30日まで
- (4) 履行場所 福島県庁（福島県福島市杉妻町2番16号）ほか145箇所

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者においては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) この公告に示した仕様と同等程度の業務の履行実績があり、かつ、この公告に示した仕様に合致した業務を確実に履行できる者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成29年7月26日（水）午後5時

でに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、同日午後5時までに必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号（福島県庁西庁舎11階）
福島県危機管理部危機管理総室災害対策課分室
電話024-521-7195

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において、平成29年7月7日（金）から同月26日（水）まで（土曜日、日曜日及び同月17日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさで、250円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで平成29年7月24日（月）午後5時までに必着で請求すること。

6 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 日時 平成29年8月22日（火）午後1時30分
- (2) 場所 福島県庁西庁舎11階災害対策課分室（福島県福島市杉妻町2番16号）
- (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、平成29年8月21日（月）午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

9 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書においてす入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

10 その他

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be required : Update and improvement of the integrated information and telecommunications network of the Fukushima Prefectural Government 1set
- (2) Time-limit of tender(by hand) : 1:30 p.m., 22 August 2017
- (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m., 21 August 2017
- (4) Contact point for the notice : Disaster Prevention Division Annex Room, Planning and Coordination Section, Risk Management Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7195

(災害対策課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第四十八号

福島県公職選挙等執行規程（昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号）第八条第四項（第九十九条第一項、第一百十条第一項、第一百一十一条第一項又は第一百十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり不在者投票のできる施設の名称を変更した旨の届出があった。

平成二十九年七月七日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
財団法人星総合病院附属 星ヶ丘病院	公益財団法人星総合病院 星ヶ丘病院	平成二四年二月二日

雑 報

福島県市町村職員共済組合理事長から福島県報への登載の依頼があったので、次とおり登載する。

平成二十九年七月七日

福島県知事 内堀 雅雄

福島県市町村職員共済組合公告

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第一百五十二号）第二十二条第三項の規定により、平成二十八年度の決算に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨を次のとおり公告する。

平成二十九年七月七日

福島県市町村職員共済組合

理事長 立谷 秀清

福島県市町村職員共済組合公告

福島県市町村職員共済組合法第5条の規定に基づき、平成28年度決算の要旨を公告する。

平成29年6月20日

福島県市町村職員共済組合
理事長 立谷 秀清

1 貸借対照表の要旨

(単位：千円)

経 理 区 分	短期	厚生年金 保 険	退職等 年 金	経過の 長 期	経過的長期 預託金管理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	
資 産	流動資産	3,711,963	429	0	0	338,249	608,231	885,783	510,784	493,504	217,843
	固定資産					6,595,440	344	0	1,984,303	22,132,210	6,569,006
	繰延資産										
資 産 合 計		3,711,963	429	0	0	6,933,689	608,575	885,783	2,495,087	22,625,714	6,786,849
負 債	流動負債	20,262	429	0	0		1,376	3,332	103,721	21,085,123	
	固定負債	956,179				6,933,689	174,627	48,973	423,644	35,248	6,015,534
	負債合計	976,441	429	0	0	6,933,689	176,003	52,305	527,365	21,120,371	6,015,534
資 本	資本剰余金								1,015,038		
	積立金										
	利益剰余金	2,735,522					432,572	833,478	952,684	1,505,343	771,315
	資本合計	2,735,522	0	0	0	0	432,572	833,478	1,967,722	1,505,343	771,315
負債・資本合計		3,711,963	429	0	0	6,933,689	608,575	885,783	2,495,087	22,625,714	6,786,849

2 損益計算書の要旨

(単位：千円)

経 理 区 分	短期	厚生年金 保 険	退職等 年 金	経過の 長 期	経過的長期 預託金管理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	
収 入	負担金	6,585,032	17,269,464	948,395	205,988		240,637	205,976			
	掛金	6,652,799	11,018,675	948,384				199,910			
	施設収入・商品売上							578,588			
	利息及び配当金	699				147,912	109	154	230	281,381	0
	その他の収入	634,217					112,299	41,646	75,642	2,975	180,938
	他経理からの繰入金						42,964		70,000		
	前年度繰越支払準備金	965,895									
計	14,838,642	28,288,139	1,896,779	205,988	147,912	396,009	447,686	724,460	284,356	180,938	
支 出	給付	6,190,189									
	役職員給与					156,593	24,602		16,322	10,754	
	旅費・事務費					20,571	2,405	4,035	2,239	1,555	
	商品仕入							656			
	飲食材料費							125,341			
	委託費					1,435	7,688	33,603	211		
	支払利息					147,912			125,462	144,285	
	連合会払込金	167,934								8,777	
	負担金払込金		17,269,464	948,395	205,988						
	掛金払込金		11,018,675	948,384							
	事務費負担金払込金						103,496				
	連合会拠出金	606,933									
	老人保健拠出金	61									
	退職者給付拠出金	155,387									
	他経理への繰入金	42,964						70,000			
その他の支出	6,759,080					78,220	305,457	559,504	21,248	13,636	
次年度繰越支払準備金	956,179										
計	14,878,727	28,288,139	1,896,779	205,988	147,912	360,315	410,152	723,139	165,482	179,007	
差引当期利益金又は当期損失金(△)	△ 40,085	0	0	0	0	35,694	37,534	1,321	118,874	1,931	